

委員会提出議案第2号

さぬき市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年12月21日

提出者 議会運営委員長 松原 壯典

## さぬき市議会基本条例の一部を改正する条例

さぬき市議会基本条例（平成28年さぬき市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第14条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（危機管理）

第14条 議会は、大規模災害等が発生した場合においても議事機関としての機能を維持できるよう、日頃から危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 前項のほか、議会は、大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保する上での議会が果たすべき役割、とり得る方法等の調査研究に努め、危機管理体制の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さぬき市議会基本条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>前文 (略)</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(危機管理)</p> <p>第14条 <u>議会は、大規模災害等が発生した場合においても議事機関としての機能を維持できるよう、日頃から危機管理体制の整備に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、議会は、大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保する上での議会が果たすべき役割、とり得る方法等の調査研究に努め、危機管理体制の充実を図るものとする。</u></p> <p>(議決事件の追加)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(調査機関の設置)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(議員研修)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(予算の確保)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(議会事務局)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(議会図書室)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(議員定数)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(条例の見直し等)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>前文 (略)</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(議決事件の追加)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(調査機関の設置)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(議員研修)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(予算の確保)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(議会事務局)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(議会図書室)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(議員定数)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(条例の見直し等)</p> <p>第22条 (略)</p>